

千曲市告示 第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月8日

千曲市長 小川 修



1. 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画下水道

2. 都市計画を定める土地の区域

排水区域（汚水）

平成21年千曲市告示第59号の土地の区域に千曲市大字雨宮字起返北ノ割及び字起返中ノ割並びに大字八幡字中川原並びに大字千本柳字向河原並びに大字上山田字前河原の各一部を追加する。

3. 縦覧場所

千曲市役所建設部上下水道課